



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*65 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

### ○ 告示

- 924 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 2
- 925 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 ( " )..... 3
- 926 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 3
- 927 " ( " )..... 3
- 928 " ( " )..... 4
- 929 " ( " )..... 4
- 930 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 5
- 931 " ( " )..... 5
- 932 " ( " )..... 6
- 933 公共測量の実施 (技術調査課)..... 6
- 934 平成30年度砂利採取業務主任者試験の実施 (河川課)..... 6
- 935 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 8

### ○ 正誤

平成元年2月14日付け和歌山県報第11号和歌山県告示第109号中 ..... 8

## 規 則

### 和歌山県規則第65号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和43年和歌山県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(災害の報告) 第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、別記第1号様式により、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族 (以下「被災職員等」という。) からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。	(災害の報告) 第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、 <u>実施機関に対して</u> 、別記第1号様式により、速やかに報告をさせなければならない。

(認定及び通知)  
 第4条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第1号の2様式、通勤により生じたものであると認定したときは別記第1号の3様式による書面により、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。

2. 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

(審査の申立ての教示)  
 第25条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

第26条・第27条 略

(認定及び通知)  
 第4条 実施機関は、前条の報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第1号の2様式、通勤により生じたものであると認定したときは別記第1号の3様式による書面により、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。

第25条・第26条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第924号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年9月6日まで縦覧に供する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成30年8月6日
- 2 名称  
特定非営利活動法人和歌の浦 自然・歴史・文化支援機構
- 3 代表者の氏名  
奥津尚宏
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市和歌浦中三丁目4番地26
- 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山市及び海南市地域等の「和歌の浦」の自然・歴史・文化に対して、地域の人たちとの協働で、その保護・普及・活用に関する事業を行い、地域を訪れる人たちの満足度の向上、地域コミュニティの活性化、文化財を生かした地域の魅力発信や観光の振興を図り、郷土愛の醸成等健全なまちづくりに寄与し、自然・歴史・文化を次世代へ伝えていくことでSDGsの推進をも図ることを目的とす

る。

**和歌山県告示第925号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年9月10日まで縦覧に供する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成30年8月8日

## 2 名称

特定非営利活動法人和歌山県腎友会

## 3 代表者の氏名

山本薫

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市手平二丁目1-2

## 5 定款に記載された目的

この法人は、腎臓病患者に対して、腎臓病に関する正しい知識の普及、および社会啓発ならびに自立と社会参加の促進に関する事業を行い、県民の保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第926号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源和歌山インター店

和歌山県和歌山市田屋138番地

## 2 意見の対象となった届出に係る告示

平成30年和歌山県告示第352号

## 3 意見の概要

なし

## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

## 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年8月17日から同年9月17日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第927号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月17日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーデリシャスヒロ高松店  
和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成30年和歌山県告示第353号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成30年8月17日から同年9月17日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第928号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エバグリーン塩屋店  
和歌山県和歌山市塩屋五丁目67番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成30年和歌山県告示第354号
- 3 意見の概要  
各種環境法令を遵守してください。また、予測結果に反し、駐車場等からの影響により等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成30年8月17日から同年9月17日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第929号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
和歌山ミオ北館  
和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示

平成30年和歌山県告示第378号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年8月17日から同年9月17日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第930号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第931号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第932号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第933号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき有田市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成30年8月17日から同年10月8日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市内の一部

### 和歌山県告示第934号

平成30年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験の日時 平成30年11月9日（金）午前10時から正午まで
  - 2 試験実施場所 田辺市新屋敷町1番地 田辺商工会議所 大会議室
  - 3 試験科目 筆記試験
    - (1) 砂利の採取に関する法令
    - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- ※ 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。
- 4 受験手続
    - (1) 提出書類等
      - ア 受験願書 1通

## イ 写真 1枚

手札形（縦11.8センチメートル、横8.2センチメートル）とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。

## ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。

## エ 受験票送付用封筒 1通

受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。

## (2) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課 砂利採取業務主任者試験係

電話番号 073-441-3132

## (3) 受験願書等の提出期間

## ア 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課への持参の場合

平成30年10月1日（月）から同月15日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

## イ 郵送の場合

平成30年10月1日（月）から同月15日（月）までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。

## (4) 受験票の送付

受験願書を受理した場合は、提出期限終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が11月1日（木）までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで連絡すること。

## 5 合格者の発表等

## (1) 合格発表日

平成30年11月30日（金）

## (2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.htm>）にて公開する。また、受験者に対し郵送により合否を通知する。

## 6 試験結果の開示

この試験の合否及び受験者の得点数（合計得点及び各試験科目ごとの得点）については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関の発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とし、開示の時間は、開示の期間中午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分までの間とする。

## 7 その他

(1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、平成30年8月

17日（金）から同年10月15日（月）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）交付する。また、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。

- (2) 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。
- (3) 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。
- (4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。
- (5) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。

**和歌山県告示第935号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

上地急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱7号から9号までを順次結んだ線、標柱9号と既設標柱2号を結んだ線、既設標柱2号と既設標柱1号を結んだ線、既設標柱1号と既設標柱6号を結んだ線、既設標柱6号と既設標柱5号を結んだ線及び既設標柱5号と標柱7号を結んだ線によって囲まれた区域を平成元年和歌山県告示第109号で指定した上地急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
7号	西牟婁郡	白浜町	堅田	尾崎	2628番4	
8号	〃	〃	〃	〃	〃	
9号	〃	〃	〃	北垣内	105番3	

**正 誤**

正 誤

平成元年2月14日付け和歌山県報第11号和歌山県告示第109号中

ページ	誤	正
3	1555番	1554番
	1556番	1557番
	2627番	2628番4